



平成 19 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名 日本空港ビルデング株式会社
代表者名 取締役社長 鷹 城 勲
(コード番号 9706 東証第 1 部)
問合せ先 総務部長 山 田 克 爾
(TEL. 03-5757-8000)

会社支配に関する基本方針及び当社株式に対する大規模 買付行為への対応方針(買収防衛策)に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 16 日開催の取締役会において、会社法施行規則第 127 条に定める「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(以下「会社支配に関する基本方針」といいます。)を決定するとともに、特定株主グループ(注 1)の議決権割合(注 2)を 20%以上とすることを目的とする当社株券の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が 20%以上となる当社株券等(注 3)の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)に対する対応方針を以下のとおり決定いたしましたので、お知らせします。

本対応方針は、平成 19 年 5 月 16 日開催の取締役会における決定をもって発効し、有効期限は平成 20 年 6 月 30 日までに開催される当社第 64 回定時株主総会の終結の時となりますが、平成 19 年 6 月 28 日開催予定の当社第 63 回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得るため議案としてお諮りすることとし、出席株主の皆様の過半数のご承認を得られなかった場合には自動的に廃止されるものといたします。

I 会社支配に関する基本方針

当社取締役会は、株式公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社は東京国際空港(羽田)において旅客ターミナルビルの管理運営及び利用者に対するサービスの提供を主たる事業とする施設管理運営業を営むとともに、同所にて物品販売業を営んでいるほか、成田国際空港、関西国際空港及び中部国際空港において物品販売業等を営んでいるため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、旅客ターミナルビル事業の有する高度の公共性についての適切な認識に加え、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに国

内外の顧客・従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠であると考えます。そして、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に、これらに関する十分な理解がなくては、航空旅客の安全・円滑な輸送に支障が生じ、あるいは、航空関連企業やターミナルビル利用者への負担増を惹起することとなり、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を毀損してしまう可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討する上で重要な判断材料になると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様判断のために、当社が設定して事前に開示する一定のルール（詳細については、Ⅲ 3. をご参照下さい。以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にはのみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該大規模買付行為が明らかに濫用目的によるもの（詳細につきましては別紙 1 3. をご参照下さい。）と認められ、その結果として当社株主全体の利益を著しく損なうものもないとは言えません。当社は、かかる買付行為に対して、当社取締役会が大規模買付ルールに従って適切と考える方策をとることも、当社株主全体の利益を守るために必要であると考えております。

Ⅱ 会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みとして、下記Ⅲで記載するもののほか、以下の取組みを行い、株主利益の最大化実現に努めております。

1. 中期経営計画に基づく取組み

当社は、旅客ターミナルビルにおける絶対安全の確立のため、さらなる安全対策強化に全力を傾注するとともに、東京国際空港（羽田）第1旅客ターミナルビル及び第2旅客ターミナルビル等の一体的運営による一層の効率化を図り、運営諸費用の増加等への対策に努め、併せてお客様本位の旅客ターミナルビルの運営を目指し、当社グループCS理念「訪れる人に安らぎを、去り行く人にしあわせを」の下、顧客第一主義を徹底するほか、積極的な人材育成を図り、全社を挙げて一層のサービス向上、さらなる収益の向上に努めることとし、平成16年6月に策定した平成18年度を最終年度とする中期経営計画に基づく各諸施策に積極的に取り組んでまいりました。

当社グループの営業の基幹となる東京国際空港（羽田）におきましては、新たに4本目の滑走路等を整備する「東京国際空港再拡張事業」、及びその新設滑走路の供用開始に合わせてPFI手法により国際線ターミナル、エプロン等を整備する「東京国際空港国際線地区整備等事業」が、それぞれ国により進められております。

上記の「東京国際空港国際線地区整備等事業」のうち、「国際線地区旅客ターミナルビル等整備・運営事業」について、昨年4月当社が代表企業を務める「HKTグループ」が選定事業候補者に選定され、同年6月当社をはじめとする構成企業の共同出資により、特別目的会社「東京国際空港ターミナル株式会社」を設立いたしました。今後は、平成22年10月に予定される国際線旅客ターミナルビル等供用開始に向けて同社が進める設計、施工監理及び運営等の業務について適切に支援してまいります。

また、「東京国際空港再拡張事業」に伴う国内線発着枠の増大による航空旅客数の増加に的確に対応し、航空ネットワークの中心としての拠点空港機能を確保するため、さらなる利便性、快適性及び機能性の向上を目的とする東京国際空港（羽田）第1及び第2旅客ターミナルビルの改修工事等について推進してまいります。さらに、本年4月の日中首脳会談を受けて就航が予定されている羽田－上海（虹橋）間国際旅客チャーター便に対応するため、現国際線ターミナルビルの増改修工事等を鋭意推進してまいります。

航空・空港安全対策については、不安定な国際情勢等を考慮し、旅客ターミナルビル等当社グループが管理運営する区域における巡回警備及び保安・制限区域への職員通用口における出入場管理等の安全対策強化に引き続き努めてまいります。また、第1旅客ターミナルビル商業エリア「マーケットプレイス」等における物販店舗の改修等による販売・サービス力強化にも努めてまいります。なお、警備業務及び旅客サービス業務をより一層専門的かつ効率的に運営するため、本年4月に子会社を2社設立し、7月より当該業務の運営を委託する予定であります。

成田国際空港におきましては、昨年6月の同空港第1旅客ターミナルビル南ウイング供用開始及び本年4月の同空港第2旅客ターミナルビル本館免税ブランドモール新設による同業他社との競争激化や航空会社の再配置に伴う航空旅客分散による影響等に対応するため、他社免税店について卸売上の強化及び店舗運営業務の受託を進めるとともに、既存店舗の売上増進及び店舗運営業務の効率化等に努めてまいります。

関西国際空港株式会社から受託しております免税店運営業務や中部国際空港株式会社への商品卸売業務等につきましても一層の効率化を図るとともに、事業基盤の拡充に努めてまいります。

当社グループは、公共性の高い東京国際空港（羽田）旅客ターミナルビルの管理運営を担う純民間企業として、公共性と企業性の調和を経営の基本理念としております。この基本理念の下、今後とも、旅客ターミナルビルにおける絶対安全の確立、お客様本位の旅客ターミナルビル運営、安定的かつ効率的な旅客ターミナルビル運営、並びに企業体質の強化及びグループ企業の総合力向上に努めてまいります。

2. コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取組み

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社はコーポレート・ガバナンスが経営上重要な問題であるとの基本的認識に立ち、経営の透明性の確保を図るため、創業以来、社外取締役及び社外監査役を選任しております。平成16年6月には、コーポレート・ガバナンスを更に強化するため、従来の社外監査役2名に加え、新たに社外監査役1名を選任し、経営に関する監督・助言機能を強化することによりコーポレート・ガバナンスの充実に向けておりますが、今後も最適なコーポレート・ガバナンスのあり方を検討してまいります。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

当社の取締役会は、常勤取締役15名、非常勤の社外取締役6名で構成されております。取締役会は原則毎月1回開催しており、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行状況の監督機能を果たしております。また、常勤取締役で構成される常務会を原則毎週1回開催し、取締役会で決定した経営方針に基づき、業務執行に関する基本方針及び重要事項を審議し、あわせて業務全般にわたる監理を行っております。

当社は監査役制度を採用しており、常勤監査役2名、社外監査役は3名(非常勤)となっております。監査役は、取締役会やその他の重要な会議に出席し、取締役の業務執行の適法性、妥当性及び経営の透明性、健全性を監視しております。

これらに加え、取締役の報酬等の透明性、妥当性及び客観性を確保することを目的に、社外取締役及び社外監査役と代表取締役社長で構成し、社外取締役を委員長とする報酬諮問委員会を設置し、原則年2回開催することとしております。

社外取締役の関係する会社と当社の間には、旅客ターミナルビルの賃貸、乗車券受託販売等の取引がありますが、いずれも会社間での一般的な取引であり、社外取締役個人が直接利害関係を有する取引はありません。

会計監査の状況につきましては、会社法及び証券取引法に基づく法定監査をみずほ監査法人に依頼しており、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別の利害関係はありません。当期において、監査業務を執行した公認会計士は、大杉 秀雄(継続監査年数：4会計期間)、三浦 太(継続監査年数：6会計期間)であります。監査業務に係る補助者は、公認会計士11名、会計士補3名、その他9名であります。

一方、内部監査につきましては、社長直轄の監査室(5名)を設置し、連結子会社を含む当社各部門に対して年度監査計画に基づき、必要な業務監査を行っており、各事業部門における業務執行の適法性、妥当性及び内部統制の有効性の評価、リスクマネジメント状況等の監査を実施し、モニタリング機能の強化に努めております。監査結果については、被監査部門へフィードバックし、その改善策、対応等について速やかな報告を求めるとともに、社長及び常務会へ適宜報告しております。また、監査室、監査役及び会計監査人の間で、必要に応じて意見交換等を行うなど連携をとり、監査の実効性の向上を図っております。

コンプライアンスにつきましては、従来より経営や業務遂行に関して顧問弁護士から必要に応じてアドバイスを受けておりますが、さらなる強化を図るため、平成 17 年 4 月には総務部法務課を設置し、重要なりん議書の回付先とするなど社内各種法務的な問題を早期に把握し、業務運営の適法性の確保に努めております。また、平成 17 年 10 月には役員及び従業員の行動規範を定めたコンプライアンス基本指針を制定するとともに、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス推進委員会を設置する等、グループ全体でコンプライアンスを推進するための体制を整えております。さらに、違法行為等の発生防止と万一発生したときにおける会社への影響を極小化するため、コンプライアンス情報窓口を設置し、通報制度を整えております。

Ⅲ 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、I で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、大規模買付者による大規模買付行為が行われる場合には、以下のとおり一定の合理的なルール（大規模買付ルール）に従っていただくこととし、これを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします。

1. 大規模買付ルールの必要性

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模買付行為を受け入れるかどうかは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えていることは既述のとおりです。そのためには、大規模買付行為に当たり十分な情報が株主の皆様提供されることが重要と考えます。従いまして、当社取締役会としては、株主の皆様判断のために、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価・検討し取締役会としての意見を取りまとめて大規模買付行為に関する情報とともに開示します。また、必要に応じて、大規模買付者と交渉したり、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

当社は、東京国際空港（羽田）における旅客ターミナルビルの建設管理を中核としつつ、同空港及び成田国際空港、関西国際空港等における免税品及び一般品の販売、卸売等をその事業内容としており、その経営に当たっては、旅客ターミナルビル事業の有する高度の公共性についての適切な認識に加え、旅客ターミナルビルの主要な利用主体である航空運送企業との相互理解、更には成田国際空港、関西国際空港の経営主体からの信頼が不可欠です。こうした認識・理解・信頼なくしては、永続的な株主価値の実現はできません。そのため、突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の間に適切に判断されるためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から、大規模買付行為が当社に与える影響、当社の従業員、関連会社、取引先及び顧

客等のステークホルダーとの関係など大規模買付後の経営方針や事業計画等について、適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、当社株主にとっては重要な判断材料となると考えます。

Iで述べましたとおり、大規模買付者は、大規模買付行為に際しては、株主の皆様判断のために、当社が設定し事前に開示する大規模買付ルールに従って、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、かつ、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始すべきである、と当社は考えております。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、慎重に検討した上で意見を形成し公表いたします。さらに、必要と認めれば大規模買付者の提案の問題点の指摘や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と代替案が提示された場合にはその代替案を検討することが可能となり、最終的な、応否を自ら決定する機会を与えられることとなります。

以上の意見に基づき、当社取締役会は、当社株式の大規模買付に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を以下のとおり設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めるとともに、大規模買付者が大規模買付ルールに従わないなどの場合には、大規模買付ルールに定めるところにより、必要に応じて相応な対抗措置を講ずることも含め本対応方針を導入することを決定いたしました。

2. 独立委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するためのチェック機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、並びに社外有識者の中から選任します。独立委員会規程の概要及び委員の氏名・略歴は別紙2、別紙3に記載のとおりです。

本対応方針では、別紙1「1. 対抗措置を発動することができる場合」及び「3. 当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合」において、対抗措置発動に係る客観的な要件を設定しておりますが、当該対抗措置を現実に発動する場合を含め、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

3. 大規模買付ルールの概要

大規模買付者に従って頂く大規模買付ルールの概要は次のとおりです。

①「大規模買付意向表明書」の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行う場合には、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の「大規模買付意向表明書」を事前に当社に対して提出して頂きます。

「大規模買付意向表明書」には、大規模買付者の概要（法人名、個人名又はグループ名、それぞれの住所、代表者、事業内容、主要株主又は主要出資者の概要、国内連絡先、設立準拠法等を含みます。）、大規模買付者が現に保有する当社株券等の数及び今後取得を予定する当社株券等の数、大規模買付ルールに従う旨の誓約等を記載して頂くことになります。なお、「大規模買付意向表明書」の提出にあたっては、商業登記簿謄本及び定款の写し等、大規模買付者の存在を証明する書類等を添付して頂きます。

②「大規模買付に関する情報」の提供

①の「大規模買付意向表明書」をご提出頂いた場合、当社は大規模買付者に対し、改めてご提出頂く「情報リスト」を5営業日（初日不算入）以内に交付いたします。

大規模買付者は、当社より交付を受けた「情報リスト」に基づき、大規模買付者の概要（事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、買付けの目的、買付対価の種類、金額及びその算定根拠、買付資金の裏付け又は調達先、既に保有する当社株券等に関する担保設定状況、今後買い付ける当社株券等に関する担保設定の予定(予定している担保設定の方法及び内容を含みます。)、買付行為完了後の当社に対する具体的方針（経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策等）、大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容、並びに当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他当社の利害関係者との関係について買収後に予定する変更の有無及びその内容等、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価検討のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付に関する情報」といいます。）を記入の上、当社にご提出頂きます。

当社取締役会は、提出された大規模買付に関する情報が不十分であると判断した場合には、大規模買付者に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に大規模買付に関する情報を提出するよう求めることがあります。この場合、大規模買付者においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供して頂きます。

また、ご提供頂いた情報の一部又は全部を、必要に応じて株主の皆様の開示いたします。

③当社意見の通知

当社は、大規模買付に関する情報の提供が完了したと合理的に判断されるときにはその旨を大規模買付者に通知し、同時に速やかに大規模買付に関する情報を独立委員会に提出いたしますが、当該通知後60日（初日不算入）（但し、円貨の金銭のみを買付対価とする当社株券等のすべての買収を目的とする買付行為以外に関しては90日（初日不算入））の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として確保できてしかるべきものと考えます。当社取締役会は取締役会評価期間内に大規模買付行為に関する当社としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様の開示いたします。

以上の趣旨に鑑み、大規模買付行為は、この当社としての意見の通知以降においてのみ

開始して頂きたく存じます。なお、当社が代替案を提示し、株主の皆様へ、大規模買付行為と代替案のいずれかを選択して頂くことが適切と判断し、株主の皆様が代替案を選択した場合には、大規模買付行為に影響が及ぶ場合がありますので予めご留意下さい。

4. 大規模買付行為への対応

独立委員会は、大規模買付者及び当社取締役会からの情報等を受領してから原則として60日間が経過するまで（但し、独立委員会は当該期間を延長することができるものとします。）（以下「独立委員会検討期間」といいます。）に、大規模買付者の買付等の内容の検討、大規模買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、又は当社取締役会等による代替案の株主等に対する提示等を行うものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

大規模買付者は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

独立委員会は、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記①から③に定める勧告その他の決議をした場合その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告等の概要その他独立委員会が適切と判断する事項（独立委員会検討期間を延長する場合にはその期間及び理由を含みます。）について、決議後速やかに情報開示を行います。

①独立委員会が大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、又は大規模買付者の買付等の内容の検討の結果、大規模買付者による買付等が別紙1-3. に定める要件のいずれかに該当し、対抗措置を発動することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、対抗措置を発動することを勧告します。

本対応方針における対抗措置としては、株主割当による新株予約権の発行のほか、法令及び当社の定款上許容されるその他の手段を想定しておりますが、その選択につきましては、大規模買付者以外の株主の皆様の経済的ご負担や不利益を極力回避することを念頭に、その緊急対応力、効果及びコスト等を総合勘案して決定いたします。

なお、当社は、この対抗措置の機動的発動を確保するために、新株予約権の発行登録を行うことを検討しております。

また、新株予約権を発行する場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項等を設けることがあります。

但し、独立委員会は、対抗措置をとることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと判断した場合には、対抗措置の発動の停止又は変更を勧告することがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権を無償割当する場合において、権利の割当を受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど、対抗措置をとることが適切でないと独立委員会が判断した場合には、次のとおり対抗措置発動の停止を勧告することができるものとします。

イ. 当該新株予約権の効力発生日までの間は、新株予約権の無償割当中止を勧告する。

ロ. 新株予約権の無償割当後においては、行使期間開始までの間は、当該新株予約権の無償取得を勧告する。

この場合、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんが、当社の株式の株価が相応に変動することがあります。

当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づきこのような対抗措置発動の停止を行う場合、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

②独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合において、大規模買付者の買付等の内容の検討、大規模買付者との協議・交渉等の結果、大規模買付者による買付等が別紙1 3. に定める要件のいずれにも該当しないと判断したときは、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、対抗措置を実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦対抗措置の不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、上記の要件を充足することとなった場合には、対抗措置発動の勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③独立委員会が対抗措置発動の延期を行う場合

独立委員会が、独立委員会検討期間満了時まで、対抗措置の実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、大規模買付者の買付等の内容の検討・当該買付者等との交渉・代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。）。

上記決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、延長後の期間及びその理由を開示するとともに、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に対抗措置の実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して対抗措置の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。なお、当社取締役会が本対抗措置の不発動の決議を行うまで、買付者等は、買付等を行ってはならないものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに当該決議の内容その他当社取締役会が

適切と判断する事項について大規模買付者に通知するとともに、速やかに情報開示を行います。

5. 株主・投資家に与える影響

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断されるために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、更には、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をされることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を為される上での前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

今後、大規模買付者が現れた場合や当社株主の皆様及び投資家の方々に影響を与える防衛策を発動することを決定した場合等には、その詳細について速やかに公表することとし、適用ある法令及び証券取引所規則に基づき適時かつ適切に開示を行っていく予定です。

なお、株主割当による新株予約権の発行による対抗措置を講じる場合、当社株主の皆様の不測の損害を与えないためには、会社法の規定に従って、別途公告する基準日までに名義書換を完了して頂くことが必要となり、株主割当による新株予約権の発行には、さらに、行使価格相当額の払込みを所定の期間内に行って頂くことが必要となりますが、これらの場合には、大規模買付者を含む当社株主の皆様、投資家の方々及びその他の関係者に不測の損害が生じることのないよう、適用ある法令及び証券取引所規則に基づき適時かつ適切に開示を行う等、適切な方法で対処する予定です。但し、大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為が行われる場合には、株主の皆様共同の利益を害する当社に対する敵対的買収行為と看做し、緊急に必要な応じて相応な措置を講じることといたします。

6. その他

本対応方針は、平成19年5月16日に開催された当社取締役会において、出席全取締役の賛成により決定され発効し、有効期限は、平成20年6月30日までに開催される当社第64回定時株主総会の終結の時となります。この点につきましては、社外監査役3名を含む当社監査役の全員からも、その具体的運用が適正に行われることを条件に賛成する旨の意見表明がありました。

また、本対応方針の継続、本対応方針に基づき取締役会決議により発動された具体的対抗措置につきましては、取締役の改選期（当社取締役の任期は2年となっております。）に当たる定時株主総会においては取締役選任に関する議決権行使を通じて、これ以外の定時株主総会においては直接、株主の皆様のご意向を確認させていただきます。

さらに、本対応方針は、大規模買付者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止することが可能です。従って、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、

発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

なお、本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を完全に充足しています。また、上述のとおり、大規模買付行為に対する対抗措置は合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による取締役の地位の維持等を目的とした恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

当社は、今後の司法判断の動向及び証券取引所その他の公的機関の対応等を引き続き注視し、会社法、証券取引法又は東京証券取引所の上場規則等が改正されるなどして、当社の株主の皆様共同の利益により適うような濫用的買収に対する防衛策を考え得る状況に立ち到った場合におきましては、必要に応じて本対応方針の見直し、又は本対応方針に代わる別種の防衛策の導入を含め、適宜適切な措置を講じて参る所存です。また、その際における本対応方針の本質的な変更は、その都度、株主総会において議案としてお諮りし、株主の皆様のご賛同を得た上で行うことといたします。

なお、現時点において、当社株券等について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。

以上

注1：特定株主グループとは、当社の株券等(証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)並びに当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2：議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。)又は、(ii)特定株主グループが当社の株券等の大規

模買付者及びその特別関係者である場合の当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計とします。各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：「株券等」とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

対抗措置発動条件の概要

1. 対抗措置を発動することができる場合

当社取締役会は、次のいずれかの場合に、対抗措置を発動することができるものとする。

- (1) 大規模買付者が大規模買付ルールに従わない場合
- (2) 大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合

2. 対抗措置を発動することができない場合

当社取締役会は、次のいずれか一つに該当する場合には、上記 1. にかかわらず、対抗措置を発動することができないものとする。

- (1) 当社の総株主の議決権の 2 分の 1 以上を有する株主（但し、大規模買付者を除く。）が大規模買付行為に応じる意思を書面にて表明した場合
- (2) 当社株主総会において、大規模買付行為に応じる旨又は対抗措置の発動を不可とする旨の決議がされた場合
- (3) 当該大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうものではないと当社取締役会が判断した場合
- (4) 大規模買付者からの「大規模買付に関する情報」の提供が完了したにもかかわらず、通知後 60 日（初日不算入）（但し、円貨の金銭のみを買付対価とする当社株券等の全ての買収を目的とする買付行為以外に関しては 90 日（初日不算入））までに大規模買付行為に対する意見をとりまとめることができなかった場合

3. 当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

上記 1. (2) 所定の「大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なう」場合とは、原則として次の (1) ないし (9) のいずれかの類型に該当する可能性があると思われる事情が存する場合とする。

- (1) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で当社株券等を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の取得を行っている若しくは行おうとしている場合（いわゆるグリーンメイラー）又は当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にある場合
- (2) 当社の会社経営への参加の目的が、主として当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社の資産を当該買収者又はそのグループ会社等に移転させることにある場合
- (3) 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産の全部又は重要な一部を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で、当社株券等の取得を行っている場合
- (4) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社又は

当社グループ会社の不動産、（工場その他の）設備、知的財産権又は有価証券等の高額資産等を売却等によって処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか又はかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする点にある場合

- (5) 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、金額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限らない。）が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- (6) 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買収や部分的公開買付けなどに代表される、株主の判断の機会又は自由を制約する構造上強圧的な方法による買収である場合
- (7) 大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の毀損が予想されたり、当社の企業価値の維持及び向上を妨げる恐れがあると合理的な根拠をもって判断される場合、又は大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値の比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- (8) 大規模買付者の経営陣又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- (9) その他(1)ないし(8)に準じる場合で、当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以 上

独立委員会規程の概要

- 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- 独立委員会の委員は、当社の設定している独立性要件を充足し、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i) 当社社外取締役 (ii) 当社社外監査役及び (iii) 社外有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。
- 独立委員会の委員の数は、原則3名とする。
- 独立委員会委員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
- 独立委員会は、本対応方針に基づく以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を尊重しこれに従い、最終的な決定を行う。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ①新株予約権の無償割当の実施もしくは不実施又は独立委員会検討期間の延長
 - ②新株予約権の無償割当の中止
 - ③本対応方針の廃止又は変更
 - ④本対応方針に照らして不適切な大規模買付者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための例外的措置の決定
 - ⑤その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - ①本対応方針の対象となる大規模買付の決定
 - ②大規模買付者及び取締役会が独立委員会に提供すべき情報の決定
 - ③大規模買付者の買付内容の精査・検討
 - ④大規模買付者との交渉・協議
 - ⑤大規模買付者による買付に対する代替案の検討・提示の取締役会への指示
 - ⑥その他本対応方針において独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑦当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- 独立委員会は、大規模買付者に対し、大規模買付に関する情報の記載内容が不十分であると判断した場合には、情報を追加的に提出するよう求める。また、独立委員会は、大規模買付者から大規模買付に関する情報及び独立委員会が追加提出を求めた情報が提出された場合、当社の取締役会に対しても、所定の期間内に、大規模買付者の買付の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示

するよう要求することができる。

- 独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該大規模買付の内容を改善させるために、必要であれば、直接又は取締役会に委任した上で、当該大規模買付者と協議・交渉を行う。
- 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- 独立委員会の各委員は、大規模買付がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

独立委員会の委員の氏名・略歴

高木 丈太郎 氏

昭和2年生まれ
昭和62年6月 三菱地所株式会社代表取締役社長
平成6年6月 三菱地所株式会社代表取締役会長
平成9年6月 当社取締役（現任）
平成9年12月 三菱地所株式会社相談役（現任）

赤井 文彌 氏

昭和13年生まれ
昭和41年4月 第一東京弁護士会弁護士登録
昭和46年8月 卓照法律事務所（現卓照綜合法律事務所）開設
平成6年6月 当社監査役（現任）

岡田 清 氏

昭和6年生まれ
昭和46年4月 成城大学経済学部教授
昭和60年4月 成城大学経済学部長
平成3年4月 成城大学経済研究所長
平成13年4月 成城大学名誉教授（現任）

以 上

株主割当により新株予約権を発行する場合の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、110,000,000個を上限として、当社取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 新株予約権の発行価額

無償とする。

5. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、行使条件その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

以 上

大株主の状況

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社日本航空インターナショナル	6,227	6.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,758	5.72
全日本空輸株式会社	4,398	4.37
株式会社みずほコーポレート銀行	3,835	3.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (住友信託銀行再信託分・京浜急行株式会社退職給付信託口)	3,484	3.46
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,408	3.38
三菱地所株式会社	3,111	3.09
大成建設株式会社	2,731	2.71
日本通運株式会社	2,337	2.32
東京海上日動火災保険株式会社	2,071	2.06